

令和 6 年5月吉日

## 入院時の食事代変更について

厚生労働省より2024年 6 月 1 日から、入院時の食事代の変更について発表がございました。

当院においてもこの診療報酬改定に伴い、下記の通り食事代を変更いたします。ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

一般所得者の 場合	460円	+ 30円 ➡	<u>490円</u>
住民税非課税 世帯の場合	210円	+ 20円 ➡	<u>230円</u>
住民税非課税 かつ所得が一定基準に満た ない70歳以 上の場合	100円	+ 10円 ➡	<u>110円</u>

### 《食事代自己負担額》

- 一般所得 1食 460円⇒490円 ※月額 3,000円程度増
- 住民税非課税(区分Ⅱ) 1食 210円⇒230円 ※月額 2,000円程度の増
- ※非課税世帯で長期入院に該当 1食 160円⇒180円 ※月額 2,000円程度の増
- 住民税非課税(区分Ⅰ) 1食 100円⇒110円 ※月額 1,000円程度の増

何かご不明な点などございましたら、医事課・相談員までご連絡ください。

赤枝病院